

国民健康保険事業費納付金の算定方法について②

改革後の国保の保険料の考え方

〔厚生労働省作成資料一部修正〕

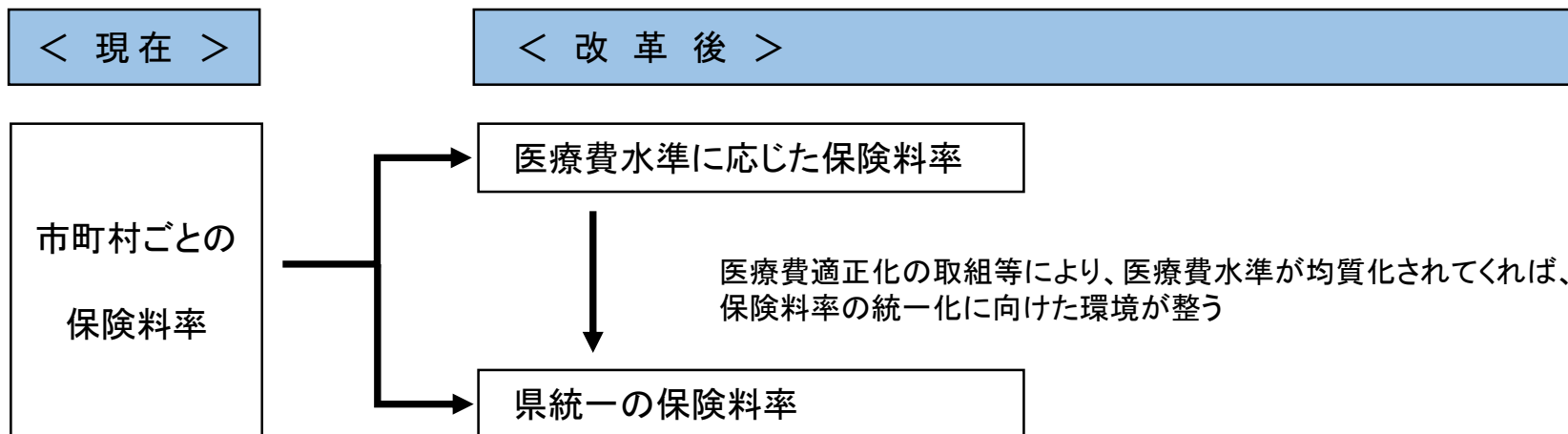
○ あるべき保険料率の考え方について

【 医療費水準に応じた保険料率 】

- 医療費水準について市町村間の格差が生じている現状において、医療費水準を反映しない場合、医療費水準の低い市町村の被保険者にとって不公平感が生じる。
（被保険者がアクセス可能な医療資源に格差が生じている場合に顕著）
- 各市町村における医療費適正化のインセンティブを確保することに有効。

【 県統一の保険料率 】

- 同一県内の市町村間を被保険者が住所変更しても保険料率に変化がなく、被保険者にとって公平に感じられる。
- 県も保険者に加わる制度改革の趣旨からすると、統一保険料率の方が分かりやすい。



国保事業費納付金と市町村標準保険料率の算定イメージ

県

各市町村

歳 出	歳 入
	公費
県全体の 保険給付費	納付金 総額

所得額や被保険者数等に
より市町村ごとに按分

論点1から3

歳 出	歳 入
納付金	市町村向 け公費
保健事業 分等	保険料収 納必要額

保険料収納必要額 ※収納率の影響分

$\frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{標準的な収納率}}$

応能割		応益割	
所得割	資産割	均等割	平等割

算定方式の設定
※所得割、資産割、均等割、平等割の組合せ

市町村標準保険料率

納付金算定の仕組みを数式にした場合のイメージ(高額医療費等について加味)

$$\begin{aligned} \text{市町村の納付金の額} &= (\text{都道府県での必要総額}) \times \{ \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \} \\ &\quad \times \{ \beta \cdot (\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta) \\ &\quad \times \gamma \\ &\quad - \text{高額医療費負担金調整} \\ &\quad + \text{地方単独事業の減額調整分} \\ &\quad + \text{財政安定化基金の返済分・補填分 等} \end{aligned}$$

※1 α は医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数 ($0 \leq \alpha \leq 1$)

$\alpha = 1$ の時、医療費水準を納付金額に全て反映。

$\alpha = 0$ の時、医療費水準を納付金額に全く反映させない(都道府県内統一の保険料水準)。

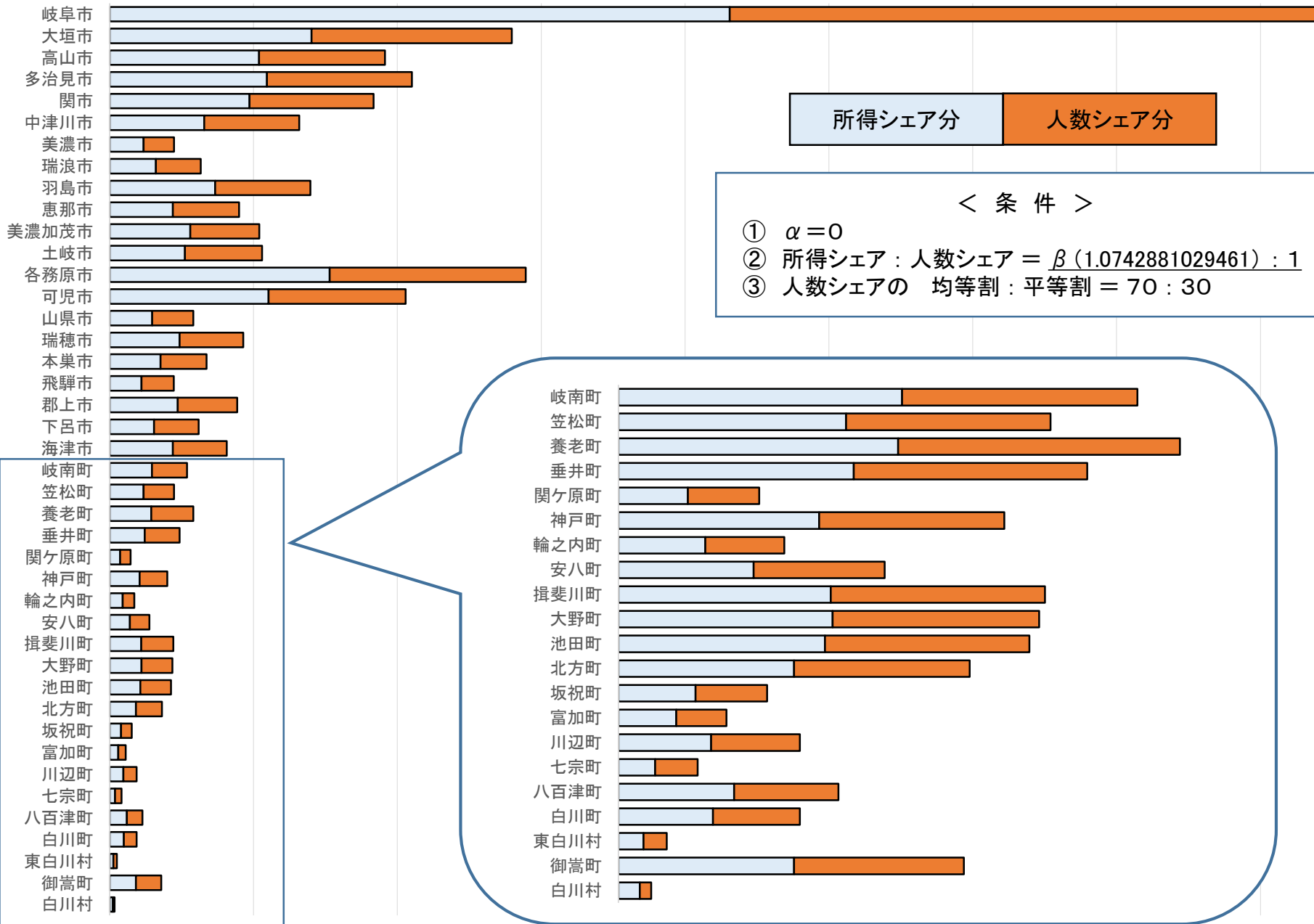
※2 β は所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数であり、都道府県の所得水準に応じて設定することを原則とする。

※3 都道府県で保険料水準を統一する場合に、例外的に、収納率の多寡で保険料率が変化しないよう収納率の調整を行うことも可能とする仕組みとする。

※4 γ は市町村の納付金額の総額を都道府県の必要総額に合わせるための調整係数

※5 後期高齢者支援金、介護納付金に係る費用については別途所得調整を行う算式により計算した後に納付金額に加算することとする。

第3回試算(H29.8)のシェアに基づく納付金イメージ(医療分・3方式)



医療費指数反映係数 α による調整

〔厚生労働省作成資料一部修正〕

- ・医療費指数反映係数 α は医療費水準の高さを納付金にどの程度反映させるかを調整する。医療費水準を完全に考慮する場合には $\alpha = 1$ となり、全く考慮しない場合には $\alpha = 0$ となる。
- ・仮に、被保険者数(人数シェア)が同じA市、B市しか存在しないX県に対して、保険料必要総額400を納付金として各市に割り振る場合、以下ようになる。医療費指数は年齢調整後のものとし、 $\beta = 1$ とする。

パターン 1

	医療費指数	所得指数(シェア)
A市	1	1
B市	1	1

パターン 2

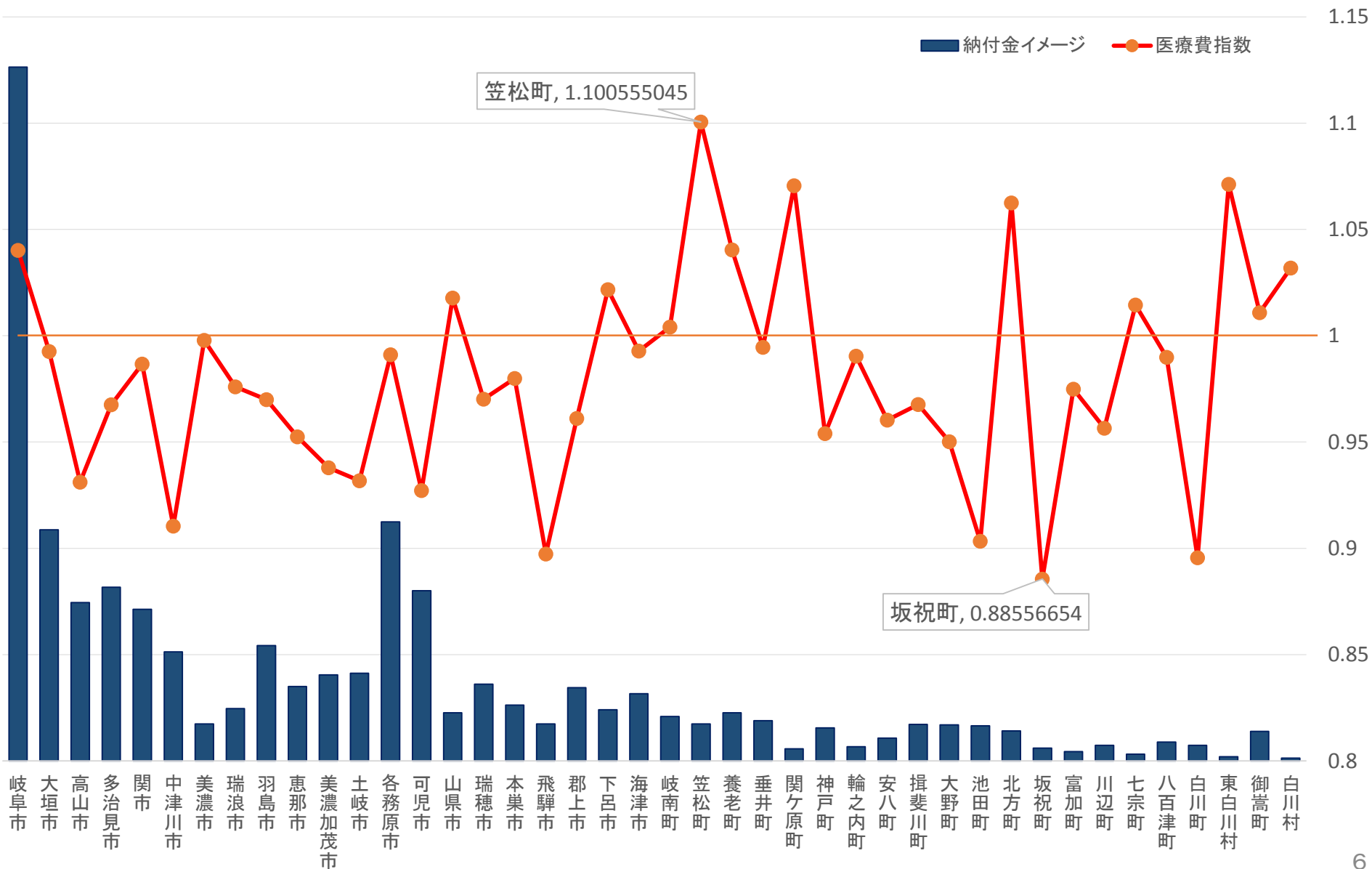
	医療費指数	所得指数(シェア)
A市	0.8	1
B市	1.2	1

パターン 3

	医療費指数	所得指数(シェア)
A市	1	1
B市	1	1.5

α	医療費水準を納付金額にて	パターン 1	パターン 2	パターン 3
$\alpha = 1$ 医療費水準を納付金額にて全て反映		A市 $400 \times 1 \times \frac{1}{2} = 200$ B市 $400 \times 1 \times \frac{1}{2} = 200$	A市 $400 \times [1(0.8-1)+1] \times \frac{1}{2} = 160$ B市 $400 \times [1(1.2-1)+1] \times \frac{1}{2} = 240$	A市 $400 \times 1 \times \frac{[\frac{1}{2.5} + \frac{1}{2}]}{2} = 180$ (80+100) B市 $400 \times 1 \times \frac{[\frac{1.5}{2.5} + \frac{1}{2}]}{2} = 220$ (120+100)
$\alpha = 0.5$ 医療費水準を納付金額に半分程度反映	同上	同上	A市 $400 \times [0.5(0.8-1)+1] \times \frac{1}{2} = 180$ B市 $400 \times [0.5(1.2-1)+1] \times \frac{1}{2} = 220$	同上
$\alpha = 0$ 医療費水準を納付金額に全く反映させない	同上	同上	A市 $400 \times [0(0.8-1)+1] \times \frac{1}{2} = 200$ B市 $400 \times [0(1.2-1)+1] \times \frac{1}{2} = 200$	同上

第3回試算(H29.8)における医療費水準(年齢調整後の医療費指数)



激変緩和措置

[厚生労働省作成資料]

- 財政運営責任等を都道府県へ移行する際（平成30年度）、財政改善効果を伴う追加公費の投入（1,700億円規模）が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる（納付金方式の導入等）ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。

※ここでは「本来保険料で取るべき額」の変化に着目しており、決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外



被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための措置

ア) 市町村ごとの納付金の額を決定する際の配慮

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は α や β の値を設定するが、その際、各都道府県は市町村の「年齢調整後の医療費指数」の格差や29年度までに実施している保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方式等により、激変が生じにくい α や β' の値を用いることを可能とする。

イ) 都道府県繰入金による配慮

- ア) 納付金の算定方法の設定による激変緩和措置については、都道府県で一つの計算式を用いるため、個別の市町村についての激変緩和措置が行えるわけではない。そのため、都道府県繰入金による激変緩和措置を設け、市町村ごとの状況に応じきめ細やかに激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

ウ) 特例基金による配慮

- 施行当初においては、予め激変緩和用として積み立てる特例基金を計画的に活用することとし、当該基金を都道府県特別会計に繰り入れることで、イ) 都道府県繰入金による激変緩和措置により、他の市町村の納付金の額に大きな影響が出ないように調整を行うこととする。(H30~35)

激変緩和措置のイメージ

〔厚生労働省作成資料〕

ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α ・ β 等の設定による配慮

集めるべき保険料額

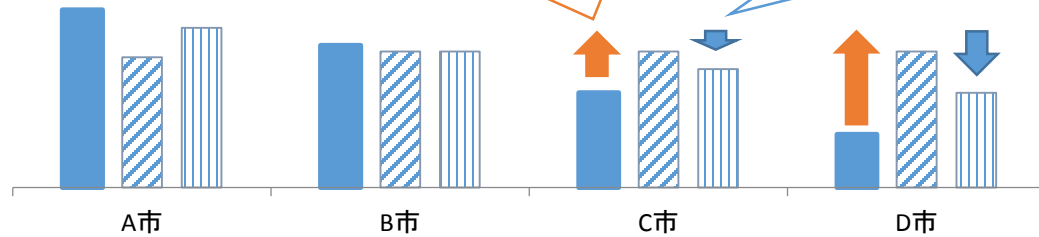
保険料額の急上昇

激変緩和措置

■ 平成28年度

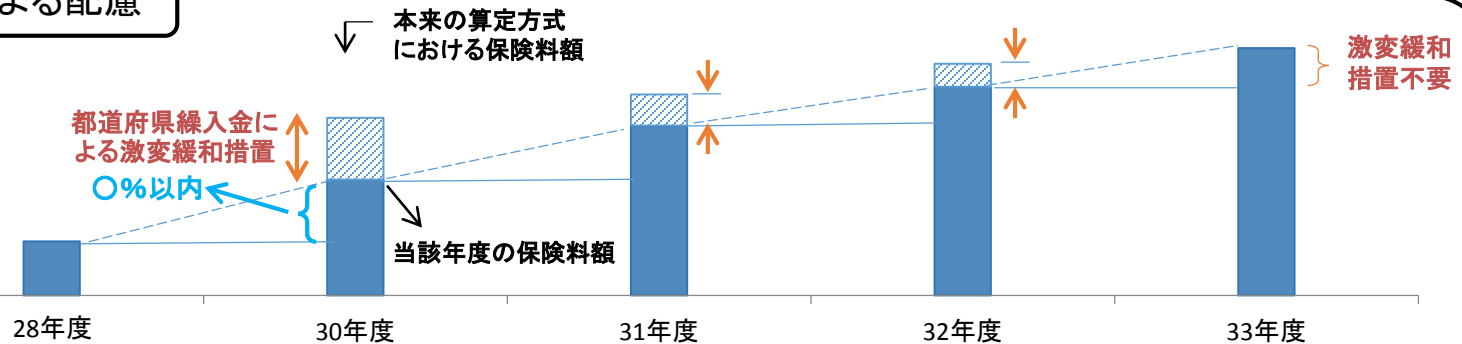
▨ 平成30年度
(激変緩和措置を加味しない算定方式の場合)

▨ 平成30年度
(激変緩和措置を加味した算定方式の場合)



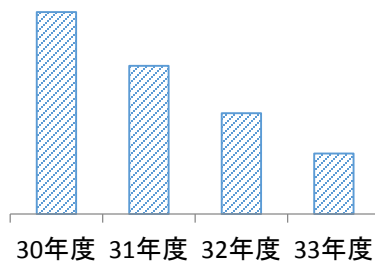
イ. 都道府県繰入金による配慮

激変緩和の文比への基点は、平成28年度保険料決算額で固定する。都道府県は、毎年度一定割合を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断する。



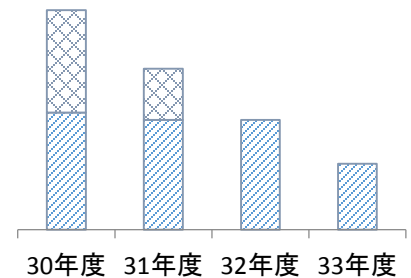
ウ. 特例基金による配慮(平成35年度までの措置)

仮にD市のような自治体が多数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大きいことから、激変緩和用の特例基金を活用して繰入金減少分を補填する。

また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用して、各市町村の納付金を個別に減算することも可能。



所得係数 β による調整

[厚生労働省作成資料一部修正]

- 所得係数 β は所得水準の高さ(所得シェア)をどの程度反映させるか、すなわち応能割で配分する割合を調整する。所得水準の高い都道府県では $\beta > 1$ となり、所得の影響を高く反映させる(応能割の割合を増やす)。
- 仮に、被保険者数(人数シェア)が同じA市、B市しか存在しないX県に対して、保険料必要総額600を納付金として各市に割り振る場合、以下ようになる。医療費指数は年齢調整後のものとし、 $\alpha = 1$ とする。

パターン 1

	医療費 指数	所得指数 (シェア)
A市	1	1
B市	1	1

パターン 2

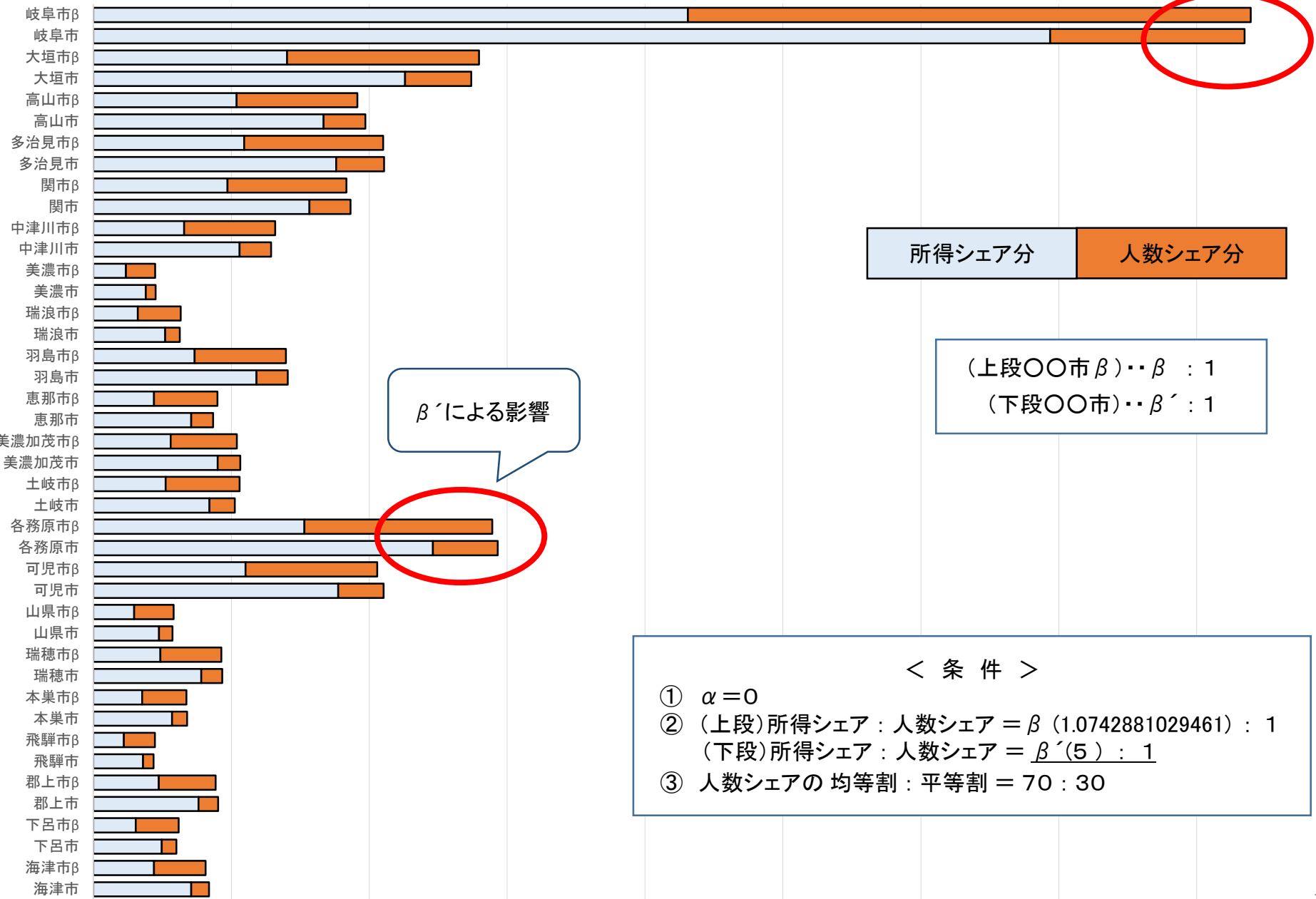
	医療費 指数	所得指数 (シェア)
A市	0.8	1
B市	1.2	1

パターン 3

	医療費 指数	所得指数 (シェア)
A市	1	1
B市	1	1.5

<p>$\beta = 1$</p> <p>所得シェア1: 人数シェア1 県内平均の所得基準が 全国平均と同一の場合</p>	<p>A市 $600 \times 1 \times \frac{1}{2} = 300$</p> <p>B市 $600 \times 1 \times \frac{1}{2} = 300$</p>	<p>A市 $600 \times 0.8 \times \frac{1}{2} = 240$</p> <p>B市 $600 \times 1.2 \times \frac{1}{2} = 360$</p>	<p>A市 $600 \times 1 \times \frac{[\frac{1}{2.5} + \frac{1}{2}]}{2} = 270$ (120+150)</p> <p>B市 $600 \times 1 \times \frac{[\frac{1.5}{2.5} + \frac{1}{2}]}{2} = 330$ (180+150)</p>
<p>$\beta' = 2$</p> <p>所得シェア2: 人数シェア1 県内平均の所得基準が 全国平均と同一の場合</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p> <p>600のうち400を1:1.5で按分 1 : 1.5 1 : 1 160 240 100 100 2 : 1</p>	<p>A市 $600 \times 1 \times \frac{[2 \cdot \frac{1}{2.5} + \frac{1}{2}]}{1+2} = 260$ (160+100)</p> <p>B市 $600 \times 1 \times \frac{[2 \cdot \frac{1.5}{2.5} + \frac{1}{2}]}{1+2} = 340$ (240+100)</p>
<p>$\beta' = 0.5$</p> <p>所得シェア1: 人数シェア2 県内平均の所得基準が 全国平均と同一の場合</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p> <p>600のうち200を1:1.5で按分 1 : 1.5 1 : 1 80 120 200 200 1 : 2</p>	<p>A市 $600 \times 1 \times \frac{[\frac{1}{2} \cdot \frac{1}{2.5} + \frac{1}{2}]}{(1 + \frac{1}{2})} = 280$ (80+200)</p> <p>B市 $600 \times 1 \times \frac{[\frac{1}{2} \cdot \frac{1.5}{2.5} + \frac{1}{2}]}{(1 + \frac{1}{2})} = 320$ (120+200)</p>

第3回試算(H29.8)時所得係数 β' に基づく納付金イメージ(医療分・3方式)①



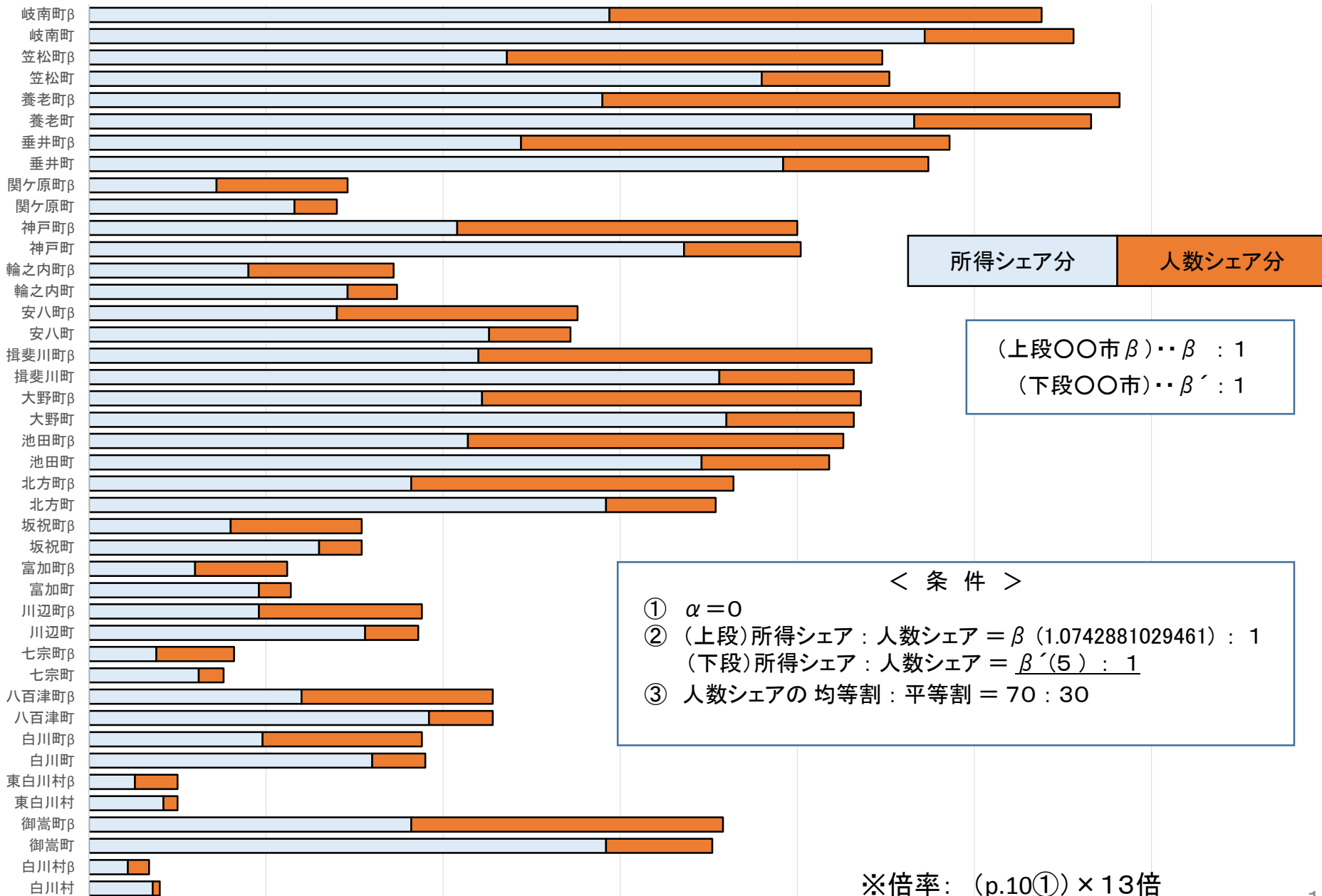
β'による影響

所得シェア分 人数シェア分

(上段〇〇市β) · β : 1
(下段〇〇市) · β' : 1

- < 条件 >
- ① $\alpha = 0$
 - ② (上段)所得シェア : 人数シェア = β (1.0742881029461) : 1
(下段)所得シェア : 人数シェア = $\beta'(5)$: 1
 - ③ 人数シェアの均等割 : 平等割 = 70 : 30

第3回試算(H29.8)時所得係数 β' に基づく納付金イメージ(医療分・3方式)②



※倍率: (p.10①) × 13倍